

限度額認定証（入院費負担軽減制度）

当院で行っている心臓手術は、各種健康保険（国民健康保険・健康保険組合・協会けんぽ・後期高齢者医療など）が適用となり、医療費が高額になった場合は高額療養費制度をご利用いただくことができます。高額療養費制度では、患者様が医療費を病院窓口で支払い、後で自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。70歳未満の患者様は、入院時に『限度額認定証』を会計窓口 に提示していただくと、入院費用の窓口支払額が自己負担限度額までとなります。後期高齢者医療被保険者証・高齢受給者証をお持ちの方は特に事前手続はなく自己負担限度額までのご請求となりますが、住民税非課税世帯の方は、あらかじめお住まいの役所で『標準負担額減額認定証』の交付を受けて頂くと、食事代などが減免される場合があります。

詳しくは1階会計窓口または各種健康保険窓口へお問い合わせください。

【70歳未満で3割負担の方】

| 所得区分 | 自己負担限度額 | 多数該当 |
|---|-------------------------------------|-----------|
| ①区分ア (標準報酬月額 83 万円以上の方) (報酬月額 81 万円以上の方) | 252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% | 140,100 円 |
| ②区分イ (標準報酬月額 53 万 ~ 79 万円の方) (報酬月額 51 万 5 千円以上 ~ 81 万円未満の方) | 167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% | 93,000 円 |
| ③区分ウ (標準報酬月額 28 万 ~ 50 万円の方) (報酬月額 27 万円以上 ~ 51 万 5 千円未満の方) | 80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% | 44,400 円 |
| ④区分エ (標準報酬月額 26 万円以下の方) (報酬月額 27 万円未満の方) | 57,600 円 | 44,400 円 |
| ⑥区分オ (低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者等) | 35,400 円 | 24,600 円 |

【70歳以上の方】

| 被保険者の所得区分 | 自己負担限度額 | |
|---|-----------|---|
| | 外来 (個人ごと) | 外来・入院 (世帯) |
| ①現役並み所得者 (標準報酬月額 28 万円以上で高齢受給者証の負担割合が 3 割の方) | 57,600 円 | 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% [多数該当: 44,400 円] |
| ②一般所得者 (①および③以外の方) | 14,000 円 | 57,600 円 [多数該当: 44,400 円] |
| ③低所得者 | 8,000 円 | II (※1) 24,600 円 |
| | | I (※2) 15,000 円 |

※1 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。

※2 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。

注) 現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

注: 上記の費用には、食事代や個室・病衣代などの実費分は含まれません。